

平成25年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成25年6月25日(火)午後2時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番 茅野理	2番 中村良男
3番 須藤喜一郎	4番 三須清一
5番 斉藤隆	6番 染谷智一郎
7番 新堀政夫	8番 渡辺陽一郎
9番 森正昭	10番 阿曾敏夫
11番 斉藤剛広	12番 大野木奥治
13番 小池良雄	14番 印南宏
15番 甲斐俊光	16番 高田勝禧
17番 渡邊光雄	18番 川村泉治
19番 増田勝己	

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

局長	海老原美宣
次長	飯塚豊
次長補佐	大野祐信
農地係長	落合敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

報告第4号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

議長 それでは、暑い中、委員さん方には総会出席ということでご苦労さまです。

ただ今から平成 25 年第 6 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たり、新委員をご紹介します。

北総農業共済組合選出の増田忠夫委員が平成 25 年 5 月 31 日付けで退任され、後任として平成 25 年 6 月 1 日付けで市長より選任書を交付された森委員をご紹介します。

森委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

森正昭委員 北総農業共済組合のほうから推薦をいただきました森です。増田さんが 5 月いっぱい任期だということで。また 6 月から農業委員会に出席させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議長 森委員には今後ともご活躍よろしくお祈いします。

それでは、議事に入る前に出席委員を確認します。本日は委員 19 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により、会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

3 番 須藤喜一郎委員

4 番 三須清一委員

よろしくをお願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の目次をご覧くださいと思います。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から議案第 4 号までの 4 議案についてです。議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請」になります。申請件数は 2 件となっております。次の議案第 2 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請」で、申請件数は 2 件となっております。続いて、議案第 3 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請」になります。申請件数は 2 件でございます。最後に、議案第 4 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、計画件数の内訳は新規設定が 7 件、所有権移転が 2 件となっております。

ここで議案資料についても説明させていただきます。

先月総会におきまして、農業法人の運営状況が分かる資料の提出についてご提案をいただきました。議案資料の 43 ページ、ちょっと後ろのほうになりますけど、44 ページに就

農状況報告を添付させていただきました。後ほどご審議の際ご覧になっていただきたいと思っております。その他の資料につきましても、ご審議が円滑に進むよう資料の見直しを図っております。

以上で議案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1を議題といたします。

議案について高田調査会長より調査結果について報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 高田でございます。今回は第1調査会でしたが、今回から第2調査会の責任者をやれということで、皆様のご協力をお願いします。では座らせていただきます。

それでは、議案第1号の整理番号1について報告いたします。議案書は1ページで、議案資料は1ページから5ページになります。

申請地は高野山字西野場地先の畑一筆、申請面積は2,830m²でございます。申請理由は、贈与を受けた親の農地を引き継ぐためです。譲受人の営農状況であります。耕作面積は約6,700m²で、家族構成は母親と二人で、申請地を含めて引き続き耕作を続けていくと認められました。

申請地を確認し、内容を審議したところ、譲受人の営農実態や営農計画の内容から農地を効率的に利用すると認められること、また、下限面積要件など法的許可要件を満たしていることから、第2調査会では全員一致をもって許可妥当であると判断しました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号の整理番号1に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第1号の整理番号1について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号の整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号2を議題といたします。

議案について高田調査会長より調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 それでは議案第2号の整理番号2について報告いたします。議案書は1ページで、議案資料は6ページから16ページになります。

申請地は柴崎字後畑地先の畑一筆で、申請面積は1,444m²です。申請理由は福祉施設利用者の生産活動の向上のため購入するものです。売買価格は議案資料6ページのとおりで、平米単価は約6,900円でございます。

申請地を確認し、内容を審議したところ、譲受人が農地を効率的に利用すると認められること、また、法的許可要件を満たしていることから、第2調査会では全員一致をもって許可妥当であると判断しました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号の整理番号2に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第1号の整理番号2について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号の整理番号2は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の整理番号1を議題といたします。

議案第2号の整理番号1について、高田調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 それでは、議案第2号の整理番号1について報告いたします。議案書は2ページ、議案資料は17ページから23ページになります。

農地を観光農園の駐車場として利用するに当たり、農地法第4条に基づく転用許可が求められているものです。申請地は根戸字花和下地先の畑、申請面積は388m²です。

調査会では現地調査とともに法的基準を調査した結果、申請地は立地状況から集団的に存在する農地であるため第1種農地と判断され、申請農地以外の土地では目的を達成することができないとした要件や事業の確実性から、第2調査会では全員一致をもって許可妥当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。
渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 第2調査会ではこの件については条件付きの許可ということになっていると思いますけども、事務局の説明をお願いしたい。

議長 事務局。

事務局 第2調査会の調査日にちょっと区域がはっきりしなかったということで、資料をいただきまして、そのあと道路課と杭を確認しながら写真を撮ってきました。これ、後ほどお持ちしますのです。

渡辺陽一郎委員 杭が打てたということで確認取れたわけですね。

議長 休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。
そのほか意見はございませんか。
斉藤委員。

斉藤隆委員 この間これ調査会で見ても、一番先の三角のところに石ころでこう立ててあって、棒みたいなのが立っていたんですね。あの辺が大体の基礎だろうという話だったんですけど、その下に基礎の杭はなかったんですか。

議長 事務局。

事務局長 石をどかして見たんですけども、その杭は見当たらなかったです。私と落合のほうでどう図面を見てもここだねという確認をさせていただいたということですね。道路の幅。延長ですね。北側道路の延長の杭。図面と照らし合わせたら、あの石の積んであるところが杭と思われるという状況を確認させていただきました。

議長 染谷委員。

染谷智一郎委員 今、事務局の説明があったんだけど、事務局が確認したというのはおかしいんじゃないの。地主さんがここだということを確認してくることであって、その図面で延長線と交わるところがそこだろうと事務局で納得したというのは、これちょっと話が違うよね。ここですと申請者が言ったことを調査することによって、事務局がこの延長線が交わったところがそうだろうという判断をしたというのはちょっと解釈違いじゃないの。

議長 休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。議案第2号の整理番号1を継続審査とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

賛成多数と認め、議案第2号の整理番号1は継続審査とすることにしました。

続いて、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の整理番号2を議題といたします。

議案第2号の整理番号2について、高田調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 議案第2号の整理番号2について報告いたします。議案書は2ページ、議案資料は24ページから29ページになります。

申請地は我孫子字城下地先の田、申請面積は367m²です。農地区分は市街化が見込まれる区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。転用目的は、農業経営者本人が住宅を建築するものです。他法令では都市計画法第43条が該当し、開発または建築に関する証明書交付申請をしています。建築費については約1,950万円です。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、第2調査会では全員一致をもって許可妥当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号の整理番号2に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第2号の整理番号2について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号2は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を議題といたします。

議案第3号の整理番号1について、高田調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 それでは、議案第3号の整理番号1について報告いたします。議案書は3ページ、議案資料は30ページから35ページになります。

申請地は久寺家字下居村附地先の畑、申請面積は1.87m²です。農地区分は農家集落が連担する区域に隣接する農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は、大学生への情報発信を行うため、賃借権による看板を設置するものです。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、第2調査会では全員一致をもって許可妥当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 議案資料の30ページ、2番、許可を受けようとする土地、表示、利用状況などのところの面積という欄に471m²のうち(1.87)ということですが、この471のうちの1.87とこの471をそっくり転用して1.87を看板に利用するものか、その辺の利用の仕方というか。残された1.87だけが看板用地で、あとはどういうふうにご利用するのか、ちょっとお尋ねします。

議長 それでは調査会長。

高田勝禎調査会長 これは471m²のうちほとんど畑に使っておりまして、これは道路よりちょっと低い畑だったもので、この面積の看板が立つところは耕作しないで、何と云うんですか、斜面の草畑みたいな状態のところへ1.87だけを転用して看板を立てたいという希望でした。

阿曾敏夫委員 じゃ 471m²のうちで、あと残りは畑として。

高田勝禎調査会長 ええ。今現在ナスや何かを作っております。

阿曾敏夫委員 ああ、そうですか。分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

なければ質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第3号の整理番号1について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号2を議題といたします。

議案第3号の整理番号2について、高田調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 議案第3号の整理番号2について報告いたします。議案書は3ページ、議案資料は36ページから41ページになります。

申請地は下ヶ戸字保ヶ前地先の田、申請面積は798m²です。転用目的は農地の効率的利用に向けた農地造成を行うものです。申請地は周辺の土地より低く、耕作に支障を来すことから、平均1.5m程度のかさ上げするものです。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、第2調査会では全員一致をもって許可妥当との結論に至りました。

以上です。

議長 議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 また同じ第2調査会での話なんですけども、今回、構造上、土の高さを以前と同じレベルでやった分にはしょうがないだろうということで許可相当ということで私も賛成しましたけども、その時の話で、できれば農業委員会において今後耕作に適する高さをきちんと割り出してもらえないかというような話が出ていましたので、今後何と

か農業委員会において話す場があれば議事として内容を出していただければと思いますけども。

議長 調査会長。

高田勝禎調査会長 あそこは周りがNECでしたっけ、の南で、介護施設に入っていくところの道の南側なんですよね。周りがほとんど不耕作で、この田んぼだけが現況は休耕地になっていたと思うんですけど、そこへかさ上げて畑として使おうと。それで、申請者は今まで公務員をやっていたんですが、それが退職したから今度やれるんじゃないかなというふうな話もありまして、それで周りとの土の盛る隣接より1mぐらいバックをして、その分高くすると。だから周りには迷惑掛けないと。私の推測だと、将来周りが何かでかさ上げて利用しようとしたときには、ちょっと高くした土を利用すれば縁まで1mなら1mの高さになるんじゃないかなというようなことでちょっと高くかさ上げするのかなというような感触でした。この前あそこで問題になったのは、道路から30センチぐらい高さが。

発言あり 80センチ。

高田勝禎調査会長 ええ。30センチぐらいが農業用に使う、耕作するのに適切な高さだろうと。すると、あの場合は80センチぐらい上げるというような話だったんですよ。

発言あり 耕作にはちょっと向かないぐらいの高さになる。

阿曾敏夫委員 今、80センチということで話が出たけど、実際県の農地課から出している事務指針によると、道路の一番低いところの高さより30センチ高と出ているんですよ。だから、今30センチと出たけどね、実際はそういう農地課で出している事務指針の中に30センチ高という。それと基面積の法を切って何パーセントとかって、法だけうんとやっちゃうと法ができちゃうでしょう。その制限もあるんだよね。その辺よく事務指針に出ていますからね。

高田勝禎調査会長 ただね、その周りを、上を、その淵まで、隣接までちゃんとやっていくとそのくらいの高さになるのかなという。

阿曾敏夫委員 いや、だから30センチというのは事務指針にちゃんと載っているからさ、

やっぱりその辺も農地の造成というときには 30 センチ高というのを目安にすれば。先ほどそういう話が出たから事務指針の中に出ているという話を申し上げましたけど、実際 80 センチではね、高すぎる。果たして農地を耕作するのにどうかなという。農地の造成ですからね。

事務局 これは前も一度問題になったと思うんですね。

阿曾敏夫委員 いや、だから作業性のところでも、だって下面積より利用面積が申請面積よりうんといっちゃうというのは、それもいけないという理由がそうですよ。

事務局 農地造成、農地を効率的に利用するということですから、きちんとそのために売り物なのか、あるいはまあ。それからもう一つ隣地への影響、及ぼさないかどうか。こういう視点が必要だと思うんですね。それで、これは届出の際に、以前もお答えしたと思いますけど、農業委員会の事務局のほうできちんとそれは指導するというような話をさせていただきまして、今後もそれは徹底してやっていきたいと思います。

阿曾敏夫委員 そうしてもらいたいね。

事務局 はい。

阿曾敏夫委員 事務指針に載っているからさ。30 センチって基の面積より、それを何パーセント減少しちゃいけないって言われて。ああいうのを盛って高くなればね、耕作するたってあそこからずっと。

発言あり このくらいの高さになるように土が。

阿曾敏夫委員 だから農地造成やったって。

議長 そのほか意見はございますか。

阿曾委員の言いました法の高さ、これは後日協議して、また報告するようにいたします。

それでは、議案第3号の整理番号2に対する質疑は打ち切ります。

これより採決を行います。議案第3号の整理番号2について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第3号の整理番号の2は原案どおり許可することにいたしました。
次に、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。
本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）の適否についての判断を求められています。

一括審議をしたいと思いますが、須藤委員が整理番号5の権利を設定する人となっておりますので、議事参与の制限により、後ほど退席願って審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 ご異議がないものと認めます。

それでは、議案第4号の整理番号5を除いた8件について、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 それでは、議案第4号の整理番号5を除いた8件についての調査結果を報告します。議案書は4ページから11ページになります。議案資料は42ページから57ページになります。

議案第4号は農用地利用集積計画に伴う賃借権等の設定です。整理番号5を除く1から7までは新規設定となります。整理番号の8及び9は売買になります。調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

今回の計画案は、設定を受ける者が8名、集積地は19筆で、集積面積が3万25m²となっております。また、賃借料は整理番号1から3が10アール当たり1万5,000円で、整理番号6が10アール当たり約2万円、整理番号7が10アール当たり約2万2,800円です。整理番号4が10アール当たりコシヒカリ一等米90kgです。整理番号8と9は売買になりますので、平米当たり整理番号8が800円、9が500円です。

以上です。

議長 それでは議案第4号の整理番号5を除く8件に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 議案資料の44ページ、5の添付書類（青年就農給付金）（経営開始方

の) とあるのと、議案資料 54 ページに資金名、収納施設などの資金、それと建築の建に構築、構築物等の造成資金という、この制度資金というのはどういう内容なんですか。それがまず第一点と、事業費の 0.7 百万という算用数字と漢数字を組み合わせた公用文の作成、これで正しいか。0.7 というのは算用数字で、百万円というのは漢数字でしょう。こういう公用文、ちょっとおかしいと思われるけど。2 点申し上げます。

議長 事務局、説明願います。

事務局 ただ今のご質問に対して、私ども、ちょっと答えられませんので。

阿曾敏夫委員 答えられないって事務局の仕事、いろはのいの字でしょう。算用数字とね、これ漢数字と混ぜて使っているって話。

事務局 どういうふうな趣旨でお作りになったか、これ作ったほうの意見を聞かないと。

阿曾敏夫委員 いや、これを議案として、公用文として配付するからにはね、やっぱり気が付いて直してもらわないとね。

事務局 ええ。農政課に説明していただけますでしょうか。

阿曾敏夫委員 うん。

事務局 暫時休憩をお願いいたします。

議長 それでは休憩といたします。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

そのほかご意見がある委員はございますか。

(なし)

なければ、これより議案第 4 号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号 5 を除く 8 件を採決します。調査会報告は「決定すべきもの」ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号の整理番号5を除く8件については原案どおり決定することにいたしました。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」整理番号5を議題といたします。権利を設定する人となっている須藤委員の退席をお願いします。

(須藤委員の退席を確認してから)

議長 それでは、議案第4号の整理番号5について高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 議案第4号の整理番号5についての調査結果を報告します。議案書は7ページから8ページになります。議案資料は47ページになります。

議案第4号の整理番号5は農用地利用集積計画に伴う賃借権等の設定です。本件は新規設定となっております。

調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

この計画案は集積地が12筆で、集積面積が3万9,322m²となっております。また、賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgです。

以上です。

議長 これより議案第4号の整理番号5に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

それでは質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号5を採決します。調査会報告は「決定すべきもの」ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号の整理番号5については原案どおり決定することにいたしました。

高田調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

退席となっていました須藤委員は自席にお戻りください。

(須藤委員が自席に戻ったことを確認して)

議長 以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告させていただきます。

報告第1号と2号については併せて説明させていただきます。議案書は12ページから15ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第1号は「農地法第4条に係る転用の届出」になります。2件受理しました。用途は住宅1件、道路1件となっております。

報告第2号は「農地法第5条に係る転用の届出」になります。6件受理しました。用途は住宅5件と駐車場1件となっております。

続きまして、報告第3号「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」は議案書16ページの1件です。こちらは農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の規定により、農地を取得する場合などの税制上の軽減措置を受けるために名簿登録が条件となるためのものです。

続きまして、報告第4号の「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」は議案書17ページの1件になります。内容につきましては、平成25年5月30日に諮問し、平成25年6月14日に開催されました千葉県農業会議の結果「許可相当」との回答をいただきました。それを受け、6月17日付けで許可書を発行いたしました。会長専決規定第3条の規定により報告いたします。

以上です。

議長 以上、事務局から報告をさせていただきました。ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第6回総会を閉会いたします。